

平成 18 年度安芸地区勤労者健康づくり推進協議会の取り組みについて

1. 第 8 回 あき・元気フェスタ（安芸市健康まつり）への参加

内容：

『「ウエスト・サイズ物語」～ちょっと高め』が落とし穴!! チョイワルおやじは今が勝負～』をキャッチフレーズにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）についての普及啓発を行った。

具体的な取り組み：

①パネルおよびポスターの展示

②腹囲を図るテープ（腹囲の正しい測定方法やメタボリックシンドロームについての資料を添付した 85/90cm のテープを作成した）の配布

メタボリックシンドロームについての指導を受けたものについて、テープを配布した。
(81 名)

③保健師による健康指導

評価：

①メタボリックシンドロームについては関心が高く、よく話を聞いてもらえた。

②テープについても「家でも図ってみる」と持ち帰りの希望が多かった。

☆あき・元気フェスタには安芸市民約 1000 名が参加。小さな子ども連れから高齢者まで幅広い年齢層の参加があり、健康への関心度も高い。協議会として参加したため、保健所職員のみでなく、協議会のメンバーもスタッフとして参加した。当日はさまざまな団体が参加しているため、他の団体との交流もはかることができた。

2. 安芸保健所管内の A 企業 体力測定および健康教育

内容：

企業の健康作りの一環としての体力測定に専門的助言を行い、測定後にはその結果を活用して健康指導を行った。

具体的な取り組み：

① 体力測定

約 1 週間、保健所より体力測定用具を貸し出し（握力計および長座位体前屈計）、体力測定を実施した。実施後、保健所にて個人の体力測定結果の評価を行った。

「結果」

1) 対象者：男性 28 名（平均年齢 37 歳）女性 8 名（平均年齢 48 歳）

2) 肥満に関すること

BMI (Body Mass Index)：男性 23.8 女性 21.9

腹囲：男性 83.3cm 女性 69.7cm

男性 85cm 以上の者；34 歳以下 20.0% 35 歳以上 58.3%

3) 体力測定結果に関すること

男性は 35 歳以上では、反復横跳び（敏捷性）、長座位体前屈（柔軟性）、閉眼片足立ち（バランス）の各項目で 34 歳以下と比較して有意に測定結果が低下していた。

②健康教育

体力測定結果の考察とメタボリックシンドロームについて、保健所医師が講話を行った。その後保健師による健康相談を実施。

参加者：約 10 名

☆対象企業は全国に支社を持つグループ企業であるが、当該事務所は 5～20 人ほどの少人数事務所の集合体であり、産業医、産業保健スタッフはいない。本社からの指示に従い、一般・特殊健診、過重労働対策等は一定行われているが、健診後の保健指導が徹底されているわけではない。また、従業員は、現地採用者が少なく、全国規模で転勤する者が大部分であるため、市町村レベルでは地域住民という視点で継続的にフォローを行うのは困難であり、会社側の担当者も数年ごとに転勤するため、取り組みが蓄積されにくいようである。

3. 岩城組（馬路村）安全教育

内容：

建設業の現場監督者を対象に、労働衛生マネジメントシステムの導入を試みた。

具体的取り組み：

- ①職場の事故事例、ヒヤリハット事例についての整理を行い、どのような状況下での事故が多いかについて各自、自分の担当現場について考察を行う。
- ②労働衛生マネジメントシステムの考え方にに基づき、事故の起こる頻度と重傷度を検討する。
- ③各自が具体的な安全計画の策定を行う。

評価：

座学ではなく、グループ内でのディスカッションを行いながら、自分たちで自分たちの作業現場についての検討を行ったため、すぐに実際の取り組みにつながった。

若く経験の浅い労働者に対して、年長者が具体的な事例を通して指導を行う場面が見られ、今後事業所のスタッフを中心に取り組みを行う際の、基礎となっていくと考えられる。

☆対象事業所は従業員数約 20 名。地元村が国保診療所と連携し、メタボリックシンドロームについての取り組みをおこなってきているが、けがを中心に事故件数が多く、まずは安全対策にきちんと取り組もうとのことで、当該事業の実施となった。

事業主の理解もあり、今後は町内の他の建設業とも連携し取り組みを継続予定。

保健所としては、保健指導を切り口にするのが容易ではあるが、環境測定、安全教育等の切り口は事業所側のニーズが高いことから、取り組みをすすめやすい。

4. 蜂アナフィラキシー対策への取り組み

内容：

マルハナバチ・ミツバチを利用しているハウス農家を対象に、蜂アナフィラキシー対策としてエピネフリン自己注射の普及啓発を試みた。

具体的取り組み：

安芸農業振興センター、安芸地区農業協同組合と連携し、蜂アナフィラキシーについての正しい知識と情報を提供し、エピネフリン自己注射の広報を行うための講習を行った。また、安芸市内の農家全戸に配布される広報誌に蜂さされ対策に関する原稿を作成した。

☆環境保全型農業を推進するにあたり、ハウス農家はマルハナバチ・ミツバチを利用しているが、高知県農業技術課の調査によるとマルハナバチ・ミツバチ導入農家の78%に刺されの経験があり、15%は10回以上刺されていた。また、約12%に全身的なアナフィラキシー症状が疑われる者がいた。早急に安全対策が必要であったため、保健所を中心に取り組みを行った。

平成18年度 安芸地区勤労者健康づくり推進協議会 委員名簿

氏名	役職
大野 義文	安芸労働基準監督署 署長
橋本 邦夫	安芸・香美地域産業保健センター コーディネーター
杉本 慶平	室戸市商工会事務局 局長
(会長) 岡村 明彦	安芸商工会議所 専務理事
西尾 壽公	中芸地区商工支援センター 事務局長
大野 文生	芸西商工会 経営指導員
小原 知明	土佐あき農協 総務管理部 人事課長
田中 静夫	北川村森林組合 組合長
吉川 静光	安芸林業事務所 振興課長
杉本 章二	安芸保健所 保健監(所長)
中川 博嗣	室戸市保健介護課 課長
岡宗 利明	健康福祉事務所 所長
浜田 豊年	東洋町健康福祉課 課長
中島 二男	奈半利町保健福祉課 課長
中野 伸夫	田野町保健福祉課 課長
西山 明広	安田町町民生活課 課長
田中 啓介	北川村住民課 課長
五藤 寿史	馬路村健康福祉課 課長
安岡 千晶	芸西村健康福祉課 課長

仙台市 働く市民の健康づくりネットワーク会議について

平成 18 年 11 月 22 日

仙台市健康増進課

1 ネットワーク会議設置の背景

- 平成 14 年 3 月「いきいき市民健康プラン」策定したが、働き盛りの健康課題が大きいため、重点分野のひとつにしたこと。
- 働き盛りの健康づくりを推進するためには、従来の地域保健の枠組みの中では困難であり、職域に関係する機関・団体と協力連携していく必要があったこと。

2 ネットワーク会議について

- 設置：平成 14 年 11 月
- 会議構成と所掌内容（別紙設置要綱参照）
- 活動状況 ネットワーク会議 年 1～2 回開催
事務局体制 仙台労働基準監督署・宮城社会保険事務局・仙台市
部会活動 課題に応じて部会を設置し検討

3 ネットワーク会議の主な取り組み

	取り組み内容	成果
H14 年度	○事業所における健康管理に関する調査実施 ・調査対象：50 人未満の事業所 3,000 件	○小規模事業所の実態把握 ・知られていない社会資源 ・職場の健康課題(メンタル/分煙/健診) ○情報提供作業部会設置 → お役立ちガイド作成(部会)普及
H15 年度	○事業所における喫煙対策状況調査実施 ・調査対象：市内事業所(事業規模毎抽出) ○小規模事業所のための健康管理セミナー ○いきいき市民健康プラン推進フォーラム 「広げよう!分煙の輪」 ○各関係機関の事業や日頃の活動を通して健康づくり啓発	○分煙対策状況把握 ・事業所規模と分煙率 ・中小企業では、10 人以下では 3 割強 → 職場の分煙化ガイドライン作成普及
H16 年度	○健康管理経営トップセミナー開催 ・メンタルヘルス/職場の喫煙対策	
H17 年度	○メンタルヘルスに対する啓発事業	○メンタルヘルス部会設置 ・相談機関・産業医等から実態把握 → 働く人のメンタルヘルスガイド作成普及
H18 年度	○いきいき市民健康プラン中間評価	

「働く市民の健康づくりネットワーク会議」設置要綱

1 目的

「働く市民の健康づくりネットワーク会議」（以下ネットワーク会議）は、働く市民の健康づくりを推進するため、職域保健・地域保健の関係機関等が連携し、相互に補完及び調整しながら健康づくり活動の充実強化を図ることを目的に開催する。

2 ネットワーク会議の構成

ネットワーク会議の構成は以下のとおりとするが、構成機関は必要に応じ増減することができることとする。

(1) 職域保健関係

仙台労働基準監督署

独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健推進センター

塩釜地区地域産業保健センター仙台相談所

仙台商工会議所

宮城社会保険事務局

財団法人社会保険健康事業財団宮城県支部

健康保険組合連合会宮城連合会

(2) 地域保健関係

仙台市 仙台市保健所

(3) 関係団体

社団法人仙台市医師会

社団法人仙台歯科医師会

社団法人仙台市薬剤師会

社団法人宮城労働基準協会仙台支部

独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院勤労者予防医療センター

ネットワーク会議の議長は、委員の互選によるものとする。

また、特定事項を調査協議する必要がある場合は部会を設置することができる。

3 協議事項

ネットワーク会議では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 職域保健・地域保健の各関係機関および各関係団体間の相互協力のあり方についての検討や事業の実施について
- (2) 働く市民の健康づくりに関する各構成機関間での情報交換
- (3) その他働く市民の健康づくりに関すること

4 事務局

ネットワーク会議の事務局は、仙台労働基準監督署・宮城社会保険事務局・仙台市の合同事務局体制とする。

附 則

平成 14 年 11 月 12 日 制 定

平成 16 年 3 月 19 日 一 部 改 正

平成 16 年 4 月 1 日 一 部 改 正

2. 地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査を基盤とする事後指導等の保健事業により健康管理を支援することが必要である。

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、保健事業を共有・展開することにより、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、指定都市は、3（3）に掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

（1）地域・職域連携協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設けることとする。

イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6年厚生省告示第374号）の第6の4及び健康増進法（平成14年法律第103号）第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 同協議会は、（4）に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）からの幅広い参画を得て構成し、都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設け、さらに、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号の区域（以下「2次医療圏」という。）単位に2次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「2次医療圏協議会」という。）を設けることとする。

なお、地域・職域連携推進協議会の構成は多岐にわたることから、既存の協議機関（会議等）を活用して、同協議会として差し支えない。

エ 同協議会の設置、運営等に当たっては、国に所要の助言を求めることができる。

（2）都道府県協議会

ア 都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者等により構成する。

イ 同協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）を企画・立案、実施・運営、評価等（以下「企画等」という。）する2次医療圏協議会の取組について広域的な調整を行うとともに、地域の保健事業関係者の育成を行うこととする。

ウ 事業実施に当たっては、地域特性を十分に勘案した上で、特に以下の事項を参考に協議を行い、管内の総合調整を行うこと。なお、医療保険者を中心とす

る「保険者協議会」との適切な連携を図ること。

- ① 保健事業情報の交換及び健康情報の分析、共有等
- ② 管内における健康課題の明確化
- ③ 健康フォーラム等の各種行事の共同実施及び連携
- ④ 研修会、セミナー等の共同実施
- ⑤ 地域保健関係施設等の相互有効活用

(3) 2次医療圏協議会

ア 2次医療圏協議会は、2次医療圏内の事業に関わる行政関係者、関係機関代表等により構成する。

イ 同協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。

ウ 事業の実施に当たっては、次の事項を参考に連携事業の企画等を行うこと。

- ① 関係各機関における健康づくり事業及び保健事業の実態把握
地域保健及び職域保健の制度間の相違点を明確にし、相互に認識した上で、双方の健康づくり事業及び保健事業の実施状況を把握し、保健事業の活用を促進するためのマップを作成する。
- ② 健康教育・健康相談等
健康管理体制が不十分と思われる小規模事業所等に対して、健康教育・健康相談等の実施方策を検討し、地域保健と連携した保健事業を実施。
- ③ 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導の実施
- ④ 地域の特性に着目した健康課題に関する計画を双方の参画により策定
- ⑤ 地域・職域連携を推進するための共同研修会や事例検討会等の開催や得意分野の講師の相互派遣
- ⑥ 活動の普及啓発に関する事業
- ⑦ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理
- ⑧ その他の保健事業

エ 同協議会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

オ 作業部会は、2次医療圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して作業部会として差し支えない。

(4) 関係機関

ア 地域保健関係機関

都道府県（保健所等）、市町村（保健センター等）等

イ 職域保健関係機関

事業所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、地方社会保険事務局、社会保険健康事業財団、社会保険協会、労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、農業・漁業協同組合等

ウ その他関係機関等

医療機関（健診機関等）、労働衛生機関（予防医学協会等）、健康保持増進指導機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、国民健康保険団体連合会、学識経験者、住民や労働者の代表等

4 経費の負担

都道府県及び指定都市がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

(1) 事業の実施に当たり、個人情報の保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をすること。

(2) 次の各項目を参考に事業実施報告書を作成し、国に提出すること。

ア 協議会の運営及び実施状況

イ 連携事業の実施に係る問題点、課題等の抽出及び各項の措置状況（今後の予定、結果等）

ウ 地域・職域連携に伴う具体的な効果等の抽出

エ その他

3. 地域・職域連携支援検討会開催要綱

1 趣旨

明るく活力ある社会をつくるためには、国民の主体的な健康づくりへの取組と、地域・職域ぐるみで国民一人ひとりが生活習慣の改善等に取り組むことができる環境づくり及びそれらを支援するための保健事業による生涯を通じた継続的な健康づくり体制が重要である。

このため、平成 17 年度から、各都道府県において都道府県及び 2 次医療圏を単位とした「地域・職域連携推進協議会」が設置され、地域保健と職域保健で保健事業の共同実施や社会資源の有効活用を図る「地域・職域連携推進事業」が実施されている。

同協議会の設置・運営及び連携事業の実施・評価等については、平成 17 年度に開催した「地域・職域連携支援検討会」において、事業の円滑な実施を目的に現地支援を行い、その結果を参考にして地域・職域連携推進事業のガイドラインの改訂について検討したところである。

今後、本事業の全国的な実施を更に進めていくことが必要であることから、引き続き専門家から成る標記検討会を開催するものである。

2 事業内容

- (1) 都道府県等における「地域・職域連携推進協議会」の設置及び運営に対する支援
- (2) 地域・職域連携推進事業のガイドラインの改訂
- (3) 検討会構成員による各都道府県の現状に応じた助言等の支援

3 検討会構成員等

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとし、うち 1 人を座長とする。
- (2) 検討会の構成員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

4 その他

- (1) 検討会は、厚生労働省健康局総務課長が開催する。
- (2) 会議は公開とする。
- (3) 検討会の庶務は、健康局総務課保健指導室が担当する。

(別紙)

地域・職域連携支援検討会構成員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	役職
荒木田 美香子	大阪大学医学系研究科保健学専攻 総合ヘルスプロモーション科学講座教授
家保 英隆	高知県健康福祉部医療薬務課長
岡山 明	国立循環器病センター循環器病予防検診部長
河野 啓子	学校法人暁学園四日市看護医療大学設立準備室顧問
櫻井 尚子	弘前学院大学看護学部教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター 副センター長兼健康開発部長
土肥 誠太郎	三井化学(株)本社健康管理室長
永江 尚美	島根県健康福祉部健康推進課健康増進グループリーダー
錦戸 典子	東海大学健康科学部看護学科教授
堀江 正知	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学教授
松田 一美	社会保険健康事業財団保健部長
○吉田 勝美	聖マリアンナ医科大学予防医学教授

○ 印は座長

所属等は検討会発足時のもの